

南予らんちゅう会会報会則

(名 称)

第1条 本会は、南予らんちゅう会と称する。

第2条 本会は、南予地域のらんちゅう愛好家をもって組織する。

(目 的)

第3条 本会は、らんちゅうの飼育研究・鑑識の養成・品評鑑賞と共に、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、下記の行事を行う。

1.研究会 2.品評大会 3.その他本会の目的達成に必要な事業を行う

(入 会)

第5条 会員になろうとする者は、会員の紹介によって入会を申し込むこととする。

(会 費)

第6条 本会の会員は、正会員と賛助会員の二種とする。賛助会員は本会会員として機能を有しないが、研究会・品評大会に参加する権利を有する。、会費は前納制とし、総会時に納める。また、一旦納入された会費は、理由の如何を問わず返還しない。

[年会費] 正会員 ¥3,000 - 賛助会員 ¥3,000 - (南予地域以外の会員)

(役 員)

第7条 本会に、以下の役員を置く。

| | | | | | |
|----|-----|-----|-----|------|-----|
| 会長 | 一 名 | 副会長 | 二 名 | 審査委員 | 若干名 |
| 理事 | 若干名 | 事務局 | 一 名 | 監 査 | 二 名 |

第8条 会長・各役員の選出は役員会で行う。

(任 期)

第9条 役員の任期は二年とし、欠員補充による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

ただし、再任は妨げない。

第10条 会長は、会務を統括する。副会長は会長を補佐し、会長に支障が生じた場合、是を代行する。

(事 務 所)

第11条 本会は、事務所を事務局に置く。

(会 議)

第12条 本会は、総会と役員会を開く。

(運 営)

第13条 本会の運営は、役員会の議決と承認による。

(役 員 会)

第14条 定期役員会は、研究会及び品評大会時に開催する。また、会長及び過半数の役員の実請により、臨時役員会を開催することができる。

(議 決)

第15条 役員会の議決は、出席役員の過半数の賛成を以て決議とする。やむを得ない理由で役員会を欠席した役員は、委任なき場合、決議事項を承認したものとする。

(総 会)

第16条 総会は、第一回研究会時に開催する。

第17条 総会は役員会の決議事項を、会員に伝達する。

(退 会)

第18条 会員にして会則に背き、又は会の体面を傷付ける行為ある者は、役員会の議決によっ

で除名することができる。

第19条 会員にして会費未納一か年に渡るときは、事情の如何に関わらず退会者となすが、翌年度の通信事務は継続する。役員において会費未納一か年に渡るときは、退役とする。

(経費)

第20条 本会の経費は、会費・出品料及びその他とする。

(会計)

第21条 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年の三月三十一日に終わる。

第22条 本会の収支は、役員会において報告し、承認を得る。

(その他)

第23条 本会の会則に規定なき事項は、役員会の議決によって実施する。

- 附則 (1) 本則は、平成8年4月7日から施工する。
(2) 第20条改正(平成9年4月6日)
(3) 第9条改正(平成10年4月5日)
(4) 第14条・20条改正(平成13年4月1日)